公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方
（県道小野富岡線改築工事（高津戸工区））

〇公聴会における公述人の公述　　7組（起業者を含む。）

項目	番号	公述の要旨	事業認定庁の見解
事業計画（復興計画との整合性）	1	本件事業は、復興事業としてどのような役割を果たすのか。	県道小野富岡線は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づく福島復興再生計画（令和５年９月８日変更認定）において、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進するために重点的に整備を進めることとされているなど、東日本大震災からの復興に重要な役割を果たす路線である。 また、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づく「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和６年３月19日閣議決定）においては、帰還・移住等の促進、生活再建等が掲げられており、本件事業は、福島県の復興支援に寄与することが認められる。
	2	県道小野富岡線の改築については、先ず富岡町及び蛇谷須地区の復興計画を策定し、それに沿って当該バイパス道路の路線計画を進めるべきであり、事業を進めるにあたっては、地域住民の声も真摯に受け止めるべきである。	本件事業が通過する富岡町では、平成27年６月に「富岡町災害復興計画（第二次）」、令和２年３月に「富岡町災害復興計画（第二次）後期」が策定されており、本路線は、重点プロジェクトの一つである「インフラ復旧・拠点整備プロジェクト」の中で、広域幹線ネットワークの整備促進路線として位置付けられていること、本件事業が通過する地域の大部分は、復興に向けた土地利用方針の中で「農地の再生・活用ゾーン」に設定されていることを確認している。 なお、事業を進めるに当たり、地域の住民の声を真摯に受け止めることは重要であり、起業者はこれまでの間に複数回にわたり事業説明会等を開催するなど、地域住民等の理解が得られるように努めてきたことを確認している。
	3	地元に具体的な復興計画がない現状で、周辺環境や地域の安全に多大な影響を及ぼす物流用バイパス道路をつくられてしまっては、この蛇谷須地区が全く異なる様相を呈すことになり、戻りたい故郷ではなくなってしまう。	
	4	本件事業は、復興事業であるという性格から、当該地域の復興計画との整合性を保っている必要がある。 本件起業地は、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画における「人と桜の共生ゾーン」に隣接する場所であり、従来の利用状況から、復興に伴い多くの町民が居住することが確実に予見され、そのような地域にパイパスを通す計画は、復興計画に整合しないと言わざるを得ない。	前述の復興計画において、本件事業が通過する地域の大部分は、復興に向けた土地利用方針の中で「農地の再生・活用ゾーン」に設定され、農地再生、農作物工場、再エネ、各種産業集積・誘致地など様々な利活用を進めることとされており、なかでも常磐富岡ICと夜ノ森駅に近接する高津戸地区などは、アクセス利便性を利用した土地利用の検討を行うこととされている。また、同計画によれば、比較的放射線量が低く、上下水道が整備されている富岡町内の岡内・曲田地区を「市街地復興先行ゾーン」と位置づけ、居住環境の整備や生活サービス機能の集約・充実を図るなど、先行的に市街地復興を進めていることを確認している。なお、本件事業が通過する地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条の規定に基づく各種用途地域の指定がされていないことを確認している。
事業計画（公益性）	1	「重要物流道路」が必要とのことだが、具体的にどのようなものが運ばれるのか予測されていない状況で、道路をつくることに疑問がある。	本件事業と平行する区間の現道は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保し、物流の更なる円滑化等を図るための重要な道路として、国土交通大臣により「重要物流道路」の指定を受けていることを確認している。

	2	本件事業の公益性は、円滑な道路交通の確保である。 しかし、本件起業地は、震災前より富岡町が大菅団地を分譲して住民を誘致し、周辺一帯に町民が居住してきた地域である。本件起業地には震災前から町道を通すという計画も存在しており、本件起業地は、富岡町が町民の居住地域となるよう推進してきた地域である。	前述の復興計画において、本件事業が通過する地域の大部分は、復興に向けた土地利用方針の中で「農地の再生・活用ゾーン」に設定され、農地再生、農作物工場、再エネ、各種産業集積・誘致地など様々な利活用を進めることとされており、なかでも常磐富岡ICと夜ノ森駅に近接する高津戸地区などは、アクセス利便性を利用した土地利用の検討を行うこととされている。また、同計画によれば、比較的放射線量が低く、上下水道が整備されている富岡町内の岡内・曲田地区を「市街地復興先行ゾーン」と位置づけ、居住環境の整備や生活サービス機能の集約・充実を図るなど、先行的に市街地復興を進めていることを確認している。なお、本件事業が通過する地域は、都市計画法第８条の規定に基づく各種用途地域の指定がされていないことを確認している。
	3	事業の公益性判断では、起業地の現在の利用状況を前提とした利益のみならず、将来の利用可能性を見込んだ利益も考慮されなければならない。 本件起業地は、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画における「人と桜の共生ゾーン」に隣接する場所であり、復興に伴い多くの町民が居住することが確実に予見される地域である。 したがって、本件起業地には、復興に伴い多くの町民が居住する宅地としての価値が認められ、本件事業により失われる利益は極めて大きい。	
事業計画（ルート）	1	本件事業のルートは、申請案ではなく、現実的に蛇谷須地区の居住の利益を守ることができ、最も居住の利益を奪わずに済む「最短バイパスルート」に変更すべきである。 「最短バイパスルート」は、現在及び将来の居住地域を避けてバイパスを通しており、町民の現在及び将来の居住の利益を制約しないで済む点で申請案よりも失われる利益の内容・程度がはるかに少ない。	本件事業におけるルートについては、既設ＪＲボックス活用バイパス案（以下「申請案」という。）のほか、最短バイパス案並びに既設ＪＲボックス及び現道活用案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、橋梁の総延長が最も短く、新設されるＪＲボックスも小規模なものとなるため施工性に優れていると判断されること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。
	2	本件起業地を選定した理由については、経済性及び施工性に集約されると言わざるを得ないところ、経済性及び施工性は、それが著しく過大な費用や施工の困難性を有するものではない限り、事業によって失われる居住の利益に優越するものではあり得ない。 本件起業地は、本来最も重視すべき現在及び将来の居住の利益及び復興の際の利用状況について、これを制約しないで済む代替案が存在するにも関わらず、居住の利益等に比べて本来過大に評価すべきでない経済性及び施工性を加重に評価するものであり、判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法との評価を免れない。	
環境	1	町民の居住地域に、交通量が多く交通事故の危険や排気ガス及び騒音といった弊害をもたらすバイパスを通すこと自体が、これまでの県政・町政と矛盾する行為であり、最も重要な町民の居住の利益を奪うものである。	本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者である福島県が令和５年８月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足していることを確認している。
	2	住宅地域のど真ん中を大型車が通行する本件事業は、地域を分断して交通事故、騒音、振動、排気ガスの排出など、生活に不安と危険をもたらすものであり、蛇谷須地区の被災者の帰還をさらに困難にし、追い打ちをかけるものである。	
その他（補償）	1	本件事業の起業地を、起業者が取得する際に用いられる損失補償の基準について、不動産鑑定士による鑑定の基準時は令和２年７月であり、震災被害により下落した地価を用いている。 復興は言うまでもなく県民・町民のためであるところ、本件起業地は、震災による被害を受けた町民から、震災により下落した地価で宅地を取り上げ、当該町民は移転を余儀なくされ、復興による利益を享受できなくなるという結果を受忍させるものであり、復興という目的と相反するものと言わざるを得ない。	事業の認定の可否の判断に当たっては、本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たすか否かにより判断するものであり、損失の補償に関する意見は、当該判断において考慮すべき事項ではない。

その他（事業計画）	1	蛇谷須地区の住民が富岡町に長年要望してきたのは生活道路である町道である。その要望してきた道路が、今度の大型車が昼夜にわたって走行する物流用のバイパス道路に置き換えられてしまった。 本件事業のような、住環境として不適切な道路ではなく、地域住民のより安全・安心な住みやすさに配慮した住民の為の復興事業というにふさわしい道路の建設を望む。	町道計画については、町道管理者である富岡町が判断する事項であり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではない。
	2	現在の用地取得の状況がいかなるものであっても、事業認定の判断において既成事実は考慮されるべきではないが、現在取得している土地は、単なる物流のための大型道路のためではなく、真に住民の利便を図る町道として整備することも可能である。	事業の認定の可否の判断に当たっては、本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たすか否かにより判断するものであり、用地取得の状況については、当該判断において考慮すべき事項ではない。